令和5事業年度 医療機関等情報化補助業務事業計画

令和5事業年度における医療機関等情報化補助業務の事業計画は、次のとおりとする。

- 1.「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。) 第24条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、補助金等の支出を行うものである。
- 2. 法第33条の規定に基づき、政府から交付される医療提供体制設備整備交付金として

交付金

28,909,113 千円

を受け入れることを予定している。

- 3. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として 補助金 19,228,333 千円 を受け入れることを予定している。
- 4. 法第24条第1項第1号及び第3号の規定による補助金等として、医療情報 化支援基金から資金を取崩し、

補助金等

107, 293, 398 千円

(保険医療機関・保険薬局のオンライン資格確認:71,426,678 千円)

(電子カルテ標準化: 227, 129 千円)

(電子処方箋:31,310,036千円)

(訪問看護ステーションのオンライン資格確認:4,329,555千円)

を支出することを予定している。

5. 法第24条第1項第1号及び第3号の規定による補助金等として、社会保障 税番号制度システム整備費等補助金より

補助金等

19,228,333 千円

(訪問診療・柔整あはき等のオンライン資格確認:14,997,822千円)

(生活保護指定機関(医療扶助)のオンライン資格確認:4,230,511 千円)を支出することを予定している。

令和5事業年度 支払基金連結情報提供業務事業計画

令和5事業年度における支払基金連結情報提供業務の事業計画は、次のとおりとする。

- 1.「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。) 第24条第1項第2号の規定に基づき、連結情報照会者に対し、厚生労働省令で定める情報の提供を行うものである。
- 2. 法第 12 条第 3 項の規定に基づき、連結情報照会者から納付される手数料として、

手数料 56,077 千円

を受け入れることを予定している。

- 3. 法第39条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される補助金として、 補助金 24,066千円を受け入れることを予定している。
- 4. 連結情報照会予定者からの委託費として、 委託費 6,000 千円 を受け入れることを予定している。
- 5. 国保中央会との調整金として、共同運営調整金を受け入れることを予定している。
- 6. 前2から5の手数料等により、法第24条第1項第2号及び第3号(第2号に係る部分に限る。)の規定に関する必要な経費として、

事務取扱費 82,756 千円

を支出することを予定している。

令和5事業年度 支払基金電子処方箋管理業務事業計画

令和5事業年度における支払基金電子処方箋管理業務の事業計画は、次のと おりとする。

- 1.「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。) 第24条第2項各号の規定に基づき、医療機関から電子処方箋の提供を受け、調剤を実施する薬局に提供すること、患者が処方又は調剤された薬剤に関する情報を医師・歯科医師・薬剤師に提供すること等の安定的な運用を図ることに加え、新たに整備が必要となる追加機能の開発を行うものである。
- 2. 法第 39 条の 2 第 1 項の規定に基づき、医療保険者が負担する運営負担金と して

運営負担金

241,663 千円

を受け入れることを予定している。

3. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(電子処方箋管理システム構築事業)として

補助金

3,055,396 千円

を受け入れることを予定している。

4. 前2及び3の運営負担金等により、法第24条第2項の規定に関する必要な 経費として

事務取扱費等

3,286,779 千円

を支出することを予定している。

5. 国保中央会との調整金として 共同運営調整金 を支出することを予定している。

1,469 千円